

beauty-full card 会員規約（新旧対比表）

主要な変更事項—赤字部分が変更事項となります。

改定前（今回削除項目は赤字）	改定後
第 17 条（代金の決済）	第 17 条（代金の決済）
1 ショッピングサービスの利用代金及び手数料、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。尚、会員は口座の振替日をもって当社への支払日とすることに異議ないものとします。但し、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、その他の方法でお支払いいただくことがあります。	1 会員は 、ショッピングサービスの利用代金及び手数料、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)を、会員があらかじめ約定した 当社所定の金融機関の預金口座から口座振替 (以下「口座振替」という)の方法により、毎月 5 日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)に支払うものとします。但し、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、 当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法でお支払いいただく ことがあります。
2 カード利用による支払金等は、毎月末日を締切日とし、毎翌々月 5 日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払日」という)に本規約による弁済金(各回ごとの支払金をいう)を当社に支払うものとします。尚、支払方法及び事務上の都合により、翌々月以降の支払いとなる場合があります。	2 複数の加盟店でカードが利用された場合であって、そのお支払いが口座振替による場合には、カード利用による支払金等の口座振替手続は、ご利用加盟店単位で行うものとします。
第 18 条（弁済金の充当順位）	第 18 条（弁済金の充当順位）
ショッピングサービスの利用代金に対し、会員が弁済した金額が、本規約その他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は、会員への通知なくして、ショッピングサービスの手数料(期限未到来の手数料を含みます。この場合、当該部分について期限の利益を放棄することに同意します)、同サービスの遅延損害金、元本への充当方法は、次に掲げるものの他、割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。	会員の弁済金が本規約及びその他の契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序、方法により当該弁済金をいずれの債務にも充当することができるものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。
(1) 遅延損害金があるときは、それを優先し、次に手数料、これら以外の債務の順で、それぞれに充当します。	削除
(2) 前 1 号の遅延損害金については、その発生が早いものから順次に充当します。	削除
(3) 前 1 号の手数料については、その支払うべき時期が早いものから順次に充当します。	削除
(4) 遅延損害金及び手数料以外の債務については、その手数料の料率が高いものから順次に充当し、その充当の順位が等しいものについては、その債務の発生した時期が早いものから順次に充当します。	削除

<p>第 20 条 (カードの紛失・盗難等)</p>	<p>第 20 条 (カードの紛失・盗難等)</p>
<p>1 カードが紛失・盗難にあったことを知ったときは、会員はただちに電話で連絡し書面による所定の届け、もしくはインターネットによりデータ送信することによる届けを当社に提出するものとします。</p>	<p>1 カードが紛失・盗難にあったことを知ったときは、会員はただちに電話で連絡し書面による所定の届けを当社に提出するものとします。</p>
<p>第 26 条 (住所等の変更届出及び調査に関する同意)</p>	<p>第 26 条 (住所等の変更届出及び調査に関する同意)</p>
<p>1 会員は、次の各号の事由が 1 つでも生じた場合は、その都度ただちに書面の提出(当社に対するインターネットによるデータ送信を含む)をもって届出るものとします。①氏名(名称)、住所、連絡先、職業及び届出印を変更したとき。②前号に掲げるほか当社から請求を受けたとき。</p>	<p>1 会員は、次の各号の事由が 1 つでも生じた場合は、その都度ただちに書面の提出をもって届出るものとします。①氏名(名称)、住所、連絡先、職業及び届出印を変更したとき。②前号に掲げるほか当社から請求を受けたとき。</p>
<p>第 36 条 (ショッピングサービスの弁済金の支払方法)</p>	<p>第 36 条 (ショッピングサービスの弁済金の支払方法)</p>
<p>1 弁済の時期は、第 17 条(代金の決済)2.によるものとします。</p>	<p>1 会員は、当社に対して、本規約に基づく弁済金(各回ごとの支払金をいう)を毎月 5 日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払日」という)に支払うものとします。なお、初回ご利用時等については、事務手続上の都合により翌月以降の支払日の支払となることがあります。</p>
<p>2 ショッピングサービスの弁済金の支払方法は、①元利定額リボルビング払い②元利定額残高スライドリボルビング払いのうちから、会員がカード利用時に指定した方法によります。</p>	<p>2 ショッピングサービスの弁済金の支払方法は、①元利定額リボルビング払い②残高スライド元利定額リボルビング払いのうちから、会員がカード利用時に指定し、当社が承認した方法によります。</p>
<p>3 毎月の締切日時点における、ショッピングサービスのリボルビング払いの利用残高(以下「利用残高」という)に対して、以下に定める弁済金を、翌々月の支払日に支払うものとします。尚、当該弁済金は、利用残高に年 18.0%の手数料(実質年率)を乗じ、年 365 日で日割計算した手数料が含まれます。</p>	<p>3 会員は、加盟店毎のショッピングサービスのリボルビング払いの利用金額又は利用合計残高(以下「利用残高」という)に対して、以下に定める弁済金を支払日に支払うものとします。当該弁済金には、①第 1 回目返済の場合は立替支払日(当社が加盟店に対して立替金を支払った日をいいます。)翌日から第 1 回目支払日までの期間、②第 2 回目以降の返済の場合には前月の支払日の翌日から当月支払日までの期間に対し、それぞれ利用残高に年 18.0%の手数料(実質年率)を乗じ、年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した手数料が含まれます。</p>
<p>(1)会員が元利定額リボルビング払いを指定した場合、毎月の弁済金は当社が設定した金額のうちから会員が予め設定した金額(ただし、指定がない場合は、当社の指定した金額)とします。会員は当社所定の手続きにより、翌々月の弁済金を変更することができます。</p>	<p>(1)会員が元利定額リボルビング払いを指定し、当社がこれを承認した場合、加盟店毎のショッピングサービスのリボルビング払いの利用残高に対する毎月の弁済金は、当社が設定した金額のうちから会員があらかじめ設定した金額(但し、会員による指定がない場合には、当社が指定した金額)とします。会員は、当社所定の手続きにより弁済金を変更することができます。</p>

(2) 会員が、元利定額残高スライドリボルビング払いを指定した場合、毎月の弁済金は利用残高に応じて予め指定された金額とします。なお、下記表における弁済金の額には、利用残高に対する年 18.0% (実質年率) の手数料を含みます。

月の締切日における 利用残高	毎月支払額 (弁済金) ミニマムペイメント
～ 199,999 円	10,000 円
200,000～299,999 円	12,000 円
300,000～399,999 円	18,000 円
400,000～499,999 円	25,000 円
500,000～999,999 円	40,000 円
1,000,000 円	50,000 円

これ以降は、ご利用残高が、50 万円アップする毎に、ミニマムペイメント(弁済金)が 15,000 円ずつ増加します。なお、利用残高に手数料を加算した額が 10,000 円未満となった場合は、残金を一括してお支払いいただきます。

(3)追加

(2) 会員が残高スライド元利定額リボルビング払いを指定し、当社がこれを承認した場合、加盟店毎のショッピングサービスのリボルビング払いの利用残高に対する毎月の弁済金は、利用残高に応じてあらかじめ指定された金額とします。

各回のお支払日における 利用残高	毎月支払額 (弁済金) ミニマムペイメント
～ 199,999 円	10,000 円
200,000～299,999 円	12,000 円
300,000～399,999 円	18,000 円
400,000～499,999 円	25,000 円
500,000～999,999 円	40,000 円
1,000,000 円	50,000 円

これ以降は、ご利用残高が、50 万円アップする毎に、ミニマムペイメント(弁済金)が 15,000 円ずつ増加します。なお、利用残高に手数料を加算した額が 10,000 円未満となった場合は、残金を一括してお支払いいただきます。

(3) お支払方法が口座振替による場合、元利定額リボルビング払い又は残高スライド元利定額リボルビング払いにおいて弁済金に変更された場合には、当該弁済金は、変更日の翌々支払日より適用されるものとします。但し、支払方法の変更によらず弁済金が減額した場合であって、会員による弁済金額の指定がされなかったときは、当該弁済金の変更は、変更日の翌支払日より適用されます。

第 37 条 (遅延損害金)

1 第 17 条に基づくショッピングサービスの弁済金が支払日に履行されなかったときは、支払元本に対し支払日の翌日から支払済の日に至るまで、又、期限の利益の喪失により債務の全額の請求を受けた場合は、残債務元本全額に対し期限の利益喪失の日から完済に至るまで、年 14.6%(年 365 日としての日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

2 前項にかかわらず、売買契約等の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、年 14.6%(年 365 日としての日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 37 条 (遅延損害金)

1 第 17 条に基づくショッピングサービスの弁済金が支払日に履行されなかったときは、会員は、弁済金に対し、各回毎の支払日の翌日から支払済の日に至るまで、又、期限の利益の喪失により債務の全額の請求を受けた場合には、残債務元本全額に対し、期限の利益喪失の日から完済に至るまで、実質年率 14.6%(年 365 日としての日割計算、但し閏年は年 366 日)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

2 前項にかかわらず、売買契約等の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、年 14.6%(年 365 日としての日割計算、但し閏年は年 366 日)の割合による遅延損害金を支払うものとします。